加賀に  
おいでよ  
サポーター

加賀においでよサポーター設置要綱

（設置）

1. 加賀市定住促進協議会（以下「協議会」という。）は、市外から加賀市への移住・定住希望者（以下「移住希望者」という。）を積極的に歓迎する体制を構築し、移住希望者が地域への理解をより具体的に深めるとともに、加賀市に移住した者（以下 「移住者」という。）のスムーズな定着をサポートするため、加賀においでよサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

（活動内容等）   
第２条　 サポーターは、次の各号に掲げる活動のいずれかに協力するものとする。

(1) 情報提供

移住・定住促進に有効な情報を移住希望者、移住者及び加賀市の移住コンシェルジュに

提供すること。

(2)　移住相談  
 　 　 移住体験ツアーや移住相談会など移住・定住促進活動に積極的に参加及び協力すること。

(3) ネットワークの構築協力  
 　　　　地域の人や慣例と移住希望者を繋げるネットワークの構築に協力すること。また、ネットワーク

　　 　構築のための勉強会等に参加及び協力すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動に協力すること。

（対象者）  
第３条 サポーターは、市内在住又は在勤者のうち、第１条の目的に賛同した者とする。

（費用弁償）

第４条　 サポーターの活動は、基本的にボランティアとし、原則報償は無しとするが、次の場合においては、実費相当分に限り支払うことができるものとする。

1. 移住体験ツアーまたは移住希望者のための現地案内等で、移住希望者に対してサポーターが自

らの活動を一般的に紹介した場合　1回当たりの上限 1,000円

1. 移住希望者が移住後に検討している事業案等に対し、知識と経験のあるサポーターが資金面・

ノウハウ・実現可能性等の専門的なアドバイスを個別に行った場合　1回当たりの上限3,500円

２　 前各号においては、いずれも事前依頼制とし、飛び入りでの参加や紹介の場合は除く。

３　 第1項第1号の場合、サポーターの人数にかかわらず１個所につき１回の費用弁償とする。

（サポーターの登録申請等）  
第５条　　サポーターへの登録及び退会は、次の各号のとおりに行うものとする。

(1) サポーターへの登録を希望する者は、協議会に対し、加賀においでよサポーター登録申請書を提出しなければならない。協議会は、申請者をサポーターとして認定したときは、当該サポーターに加賀においでよサポーター認定証を交付する。

(2) サポーターは、登録を辞退する場合は、加賀においでよサポーター登録辞退届出書を協議会に提出するものとする。

(3)　協議会は、サポーターに法令等に違反する行為が認められた場合は、その登録を取り消すものとする。

（庶務）

第6条 　サポーターの活動に対する支援及び庶務は、加賀市定住促進協議会が担う。

（守秘義務）

第７条 サポーターは、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、サポーターを退いた後も同様とする。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年6月8日から施行し、平成29年度の活動から適用する。